

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年2月13日（平成31年（行情）諮問第107号）

答申日：令和2年2月13日（令和元年度（行情）答申第525号）

事件名：「決算の報告で大阪労働局から報告されたもので最も詳細な情報が記載されたもの（最新版分）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「決算の報告で大阪労働局から厚生労働省に報告されたもので最も詳細な情報が記載されたもの。（最新版分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別表の2欄に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別表の2欄に掲げる文書2、文書4及び文書5を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月27日付け厚生労働省発会0927第3号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

一連の作業プロセスや決定事項の重要性、金額的な大きさを考えると、他にも文書が存在すると考えられる。費用対効果など様々な検証が出来なくなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年3月11日付け（同月12日受付）で処分庁に対し、法3条の規定に基づき本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁は、平成30年4月12日付け厚生労働省発総0412第1号「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」により、開示請求手数料不足分の追納依頼を行ったが、期限を過ぎても審査請求人から納付はされなかった。

そのため、平成30年8月24日付け厚生労働省発総0824第1号

「行政文書開示請求書の再補正について（依頼）」により，再度追納依頼を行ったが，期限を過ぎても納付がなかったため，原処分により，既に納付されていた開示請求手数料1件分の開示決定を行った。

- (3) これに対し，審査請求人は，原処分を不服として平成30年11月18日付け（同月20日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について，開示対象となる文書は，開示請求手数料の追納依頼時に審査請求人である開示請求者に提示している一覧表に掲げる文書以外になく，原処分は妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定及び保有について

本件開示請求を受けて，以下の①及び②に該当する文書を本件請求文書に当たる文書として整理し，確認したところ，大臣官房会計課において6件，労働基準局において2件の計8件の文書が該当した。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第168号）36条1項及び64条に基づき，決算の報告について大阪労働局から処分庁宛て提出されたもの

② 財務省及び復興庁からの事務連絡（平成29年11月22日付け「平成29年度決算見込及び決算見込純計について」及び同日付け「平成29年度東日本大震災復興特別会計における決算見込及び決算見込純計の提出期限等について」並びに平成30年1月29日付け「平成29年度第2次決算見込額報告書について」及び同日付け「平成29年度東日本大震災復興特別会計における第2次決算見込額報告書について」）に基づき，決算の報告について大阪労働局から処分庁宛提出されたもの

なお，本件開示請求において開示を求める文書は「最新版」とされていたため，対象となる文書は，本件開示請求のあった平成29年度に作成した分のうち開示請求時点で保有していたものとした。

8件の文書は，具体的には，別表の2欄に掲げる文書1ないし文書8の各文書である。このうち，上記の①に該当するものは，文書3，文書6及び文書8の3件であり，また，②に該当するものは，文書1，文書2，文書4，文書5及び文書7の5件である。

処分庁は，本件請求文書に該当する文書として上記8件の文書を特定し，平成30年4月12日付けで，審査請求人に対し，これら8件の文書の具体的な文書名を記した開示請求対象文書一覧表を添付の上，不足する開示請求手数料を同月26日を期限として納付するよう補正を求め，これに対する納付がなされなかったため，さらに，同年8月24日付けで同年9月7日を期限として納付するよう再補正を求めた。

しかしながら、この期限までに、審査請求人から不足分の開示請求手数料が納付されなかったため、平成30年9月27日付けで、開示請求対象文書一覧表の上から順に1番目の文書1件について、当該文書の全部を開示する原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 開示請求に係る手数料について

本件開示請求に係る開示請求手数料については、法16条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「令」という。）13条1項1号の規定により、行政文書一件につき、300円となる。処分庁は、開示請求の内容から該当する行政文書の件数を8件と特定し、これに係る開示請求手数料2,400円（300円×8件）から、開示請求時に納付された開示請求手数料300円を除く2,100円の分の収入印紙を提出するよう、審査請求人に求めた。

イ 補正の手続について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、開示請求手数料を納付していない場合も、これに当たると解される。

本件開示請求において、処分庁は、審査請求人に対して、2度にわたり十分な回答期限を設け、開示請求手数料分の収入印紙を提出するよう求めたが、各期限までに提出がなかったものであり、形式上の不備が補正されなかったことは明らかである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）の中で、「一連の作業プロセスや決定事項の重要性、金額的な大きさを考えると、他にも文書が存在すると考えられる」旨主張しているが、本件対象文書の特定及び本件開示請求の経緯については、上記（1）及び（2）のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 令和2年1月22日 審議

④ 同年2月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 当審査会において諮問書の添付資料を確認したところ、本件開示請求から原処分に至る経緯は、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成30年3月11日付けで、開示請求手数料として300円を納付し、本件請求文書に係る開示請求を行った。

これに対し、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、8件の文書（別表の2欄に掲げる文書1ないし文書8の各文書）を保有していることを確認し、令13条1項1号により、開示請求手数料の算定の基礎となる行政文書の数は8件として、必要な開示請求手数料を2,400円（300円×8件）と算定した。

イ 処分庁は、審査請求人である開示請求者に対し、平成30年4月12日付けの補正依頼（以下「補正依頼1」という。）により、当該8件の文書の一覧表を添付した上で、不足する7件分の開示請求手数料2,100円（2,400円－300円）を同月26日の期限までに納付するよう求めた。

ウ しかし、開示請求者からは、補正依頼1の期限までに不足分の開示請求手数料が追納されなかった。このため、処分庁は、平成30年8月24日付けの補正依頼（以下「補正依頼2」という。）により、同人に対し、改めて不足分の開示請求手数料を同年9月7日の期限までに納付するよう求めるとともに、期限までに追納がなされなかった場合には、開示決定等を行う文書は、補正依頼1の通知に添付した8件の文書の一覧表の上から順に、既に納付されている開示請求手数料に応じた件数分とする旨を通知した。

エ しかし、補正依頼2に対しても、開示請求者からは、期限までに不足分の開示請求手数料が追納されず、開示文書についての希望の連絡もなかった。

オ そこで、処分庁は、補正依頼2で通知したとおり、補正依頼1の通知に添付した8件の文書の一覧表の上から順に1番目の文書である別表の2欄に掲げる文書1を本件対象文書として特定し、その全部を開示する原処分を行った。

(2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「他にも文書が存在すると考えられる」として原処分の取消しを求めており、本件対象文書以外の文書についても特定し開示決定等をするよう求めているものと解されるが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件審査請求を受けて、改めて関係部署の書庫等を探索したが、厚生労働省においては、別表の2欄に掲げる8件の文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとのことであり、探索の範囲について不十分であるとはいえない。
- (2) 開示請求手数料については、令13条1項1号により、開示請求に係る行政文書1件につき300円とされているが、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(2号)の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、手数料は300円で足りることとされている。
- (3) 上記1のとおり、原処分において、開示請求手数料の算定の基礎となる行政文書の数を8件としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、原処分時に特定した8件の文書は、それぞれ別の行政文書ファイルに保存されていることから、令13条1項1号により、開示請求手数料を8件分と算定したとのことである。
- (4) 当審査会において、諮問庁から、別表の2欄に掲げる8件の文書及び厚生労働省の行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、8件の文書には、いずれも歳入歳出決算見込額等の内訳が詳細に記載されており、行政文書ファイル管理簿には、別表の3欄に掲げる名称の行政文書ファイルが掲載されていることが認められる。
- (5) また、別表の2欄に掲げる8件の文書のうち、文書1、文書2、文書4及び文書5の各文書については、それぞれ行政文書ファイルの名称が同一であることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、これらの文書は、単に分量が多く、一つの行政文書ファイルに編てつすることができなかつたため、それぞれ別の行政文書ファイルに編てつされているものであるとのことである。
- (6) そうすると、文書2、文書4及び文書5の3件の文書については、本来、本件対象文書である文書1とともに、一つの行政文書ファイルに編てつされるべきものであったものと認められることから、開示請求手数料の算定においては、令13条2項2号により、これら4件の文書は1件の行政文書とみなされるものである。このため、上記1(1)のとおり、補正依頼2により、補正依頼1の通知に添付した8件の文書の一覧表の上から順に、既に納付されている開示請求手数料に応じた件数分とする旨を開示請求者に対して通知していたことからすると、本件開示請求の際に納付された1件分300円の開示請求手数料に対しては、本件対象文書である文書1とともに、文書2、文書4及び文書5の各文書に

についても特定されるべきであったと認められる。

したがって、別表の2欄に掲げる文書2、文書4及び文書5の3件の文書について、開示請求手数料が納付されなかったとは認められず、これらを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別表の2欄に掲げる文書2、文書4及び文書5を保有していると認められるので、これらを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 保存 部局	2 文書番号及び文書名	3 行政文書ファイルの名称	
大臣官房 会計課監 査指導室	文書 1	平成 29 年度一般会計 歳入歳出決算見込額報告書（第一次）及び歳入歳出決算見込純計額報告書	平成 29 年度決算決裁綴り
	文書 2	平成 29 年度一般会計 歳入歳出決算見込額報告書（第二次）	平成 29 年度決算決裁綴り
	文書 3	平成 29 年度平成 30 年 2 月一般会計 徴収済額報告書	平成 29 年度一般会計徴収総報告書及び支出総報告書
	文書 4	平成 29 年度東日本大震災復興特別会計 歳入決算見込額報告書（第一次）及び歳入決算見込純計額報告書	平成 29 年度決算決裁綴り
	文書 5	平成 29 年度東日本大震災復興特別会計 歳入決算見込額報告書（第二次）	平成 29 年度決算決裁綴り
	文書 6	平成 29 年度 30 年 2 月東日本大震災復興特別会計 徴収済額報告書	平成 29 年度東日本大震災復興特別会計（厚生労働省主（所）管に係る分）徴収済額集計表及び支出済額集計表
労働基準 局労災管 理課決算 係	文書 7	平成 29 年度労働保険特別会計 歳入歳出決算見込額報告書（第一次）及び歳入歳出決算見込純計額報告書	平成 29 年度労働保険特別会計 歳入決算見込額報告書（第一次）及び歳入決算見込純計額報告書
	文書 8	平成 29 年度平成 30 年 2 月労働保険特別会計 徴収済額報告書	平成 29 年度平成 30 年 2 月労働保険特別会計 徴収済額報告書